

質 疑 回 答 書

工事番号： 06-10150

工 事 名： 北海道消防学校旧校舎解体その他工事

入 札 日： 令和 6 年 5 月 14 日

番号	質 疑 事 項	回 答
1	校舎解体時に渡り廊下Bの校舎側天井フトコロがボード素地になると考えます。よろしいですか。	ボード素地としてよろしいです。
2	校舎解体時に渡り廊下Bの防火戸表しとなりますが、施錠出来ないと考えます。よろしいですか。	施錠については、施設管理者側で対応します。
3	校舎解体時に渡り廊下Bの防火戸表しとなりますが、内開きのため、風雨の吹込みが予想できます。防止対策は、しないと考えるとよろしいでしょうか。	工事では、校舎解体時における汚損防止の養生程度を想定しています。
4	渡り廊下Bの校舎側パラペットの天端は、防水端部表しとなると考えます。笠木等は設置しないと考えるとよろしいでしょうか。	笠木は設置しないこととします。 なお、校舎解体後の当該部分の状況に応じて、対策が必要と考えられる場合は、協議の上設計変更により対応します。
5	渡り廊下Bの新設階段の鼻先は、埋め戻し土に(解体工事でGL-1200まで掘削)設置することになります。地盤改良等はしないものと考えてよろしいでしょうか。	地盤改良等はしないものとしてよろしいです。
6	西寮改修工事は、使用しながらとのことですが、概ねA通り側とD通り側の2分割と考えてよろしいでしょうか。2分割と大きく変わる場合には、工事施工範囲の変更については、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	入居及び使用状況については、部分的に空室がある状況であり、実際の工事施工範囲や工程に応じて寮室を移動しながらの施工を想定しています。 資材等の手配状況も踏まえて契約後に協議します。 工事施工範囲の変更による設計変更は想定していません。
7	西寮改修工事の各階トイレ、洗面所部分の施工時には、寮内のトイレが使用できない状態になると考えます。仮設トイレ等の設置は無く、寮以外の建物のトイレ、洗面所を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	施設利用者においては、西寮の各階トイレ、洗面所部分の施工時には、寮以外の建物のトイレを使用するものとします。
8	補助訓練塔の階段設置時には、屋根折板の一時撤去が必要と考えます。撤去、既存品再利用復旧と考えるとよろしいでしょうか。	階段設置については、足場からの引き込みを想定しているため、屋根折板の一時撤去は想定していません。 施工上やむを得ない場合には、協議してください。
9	旧校舎棟とりこわし工事の外部足場、西寮の内部足場等のその他で仮設資材関連の供用日数が不明な部分がありました。各仮設工事で使用される仮設資材の供用日数をご教示願います。	仮設資材の供用日数については、旧校舎棟とりこわし工事のうち、「枠組本足場」は150日、「外部解体用足場」は30日、「内部解体用足場」は30日としています。 西寮の改修工事のうち、「内部仕上足場」は標準設計供用日数により30日としています。